

## 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備に 関する省令案について

(育児・介護休業法施行規則及び男女雇用機会均等法施行規則関係)

### 【概要】

雇用均等・児童家庭局  
雇用均等政策課  
職業家庭両立課

## 1. 省令案の概要

平成 28 年 3 月 31 日に公布された雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 17 号。以下「改正法」という。）における育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）及び雇用の分野における男女の均等な機会の確保及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号。以下「均等法」という。）等の改正を踏まえ、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成 3 年労働省令第 25 号）及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 2 号）について所要の規定の整備を行う。

## 2. 育児・介護休業法関係

### ○ 改正の趣旨及び主な内容

#### (1) 育児休業の対象となる子の範囲について

- ① 育児・介護休業法第 2 条第 1 号の規定により厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者は、児童相談所において養子縁組を希望する里親に委託しようとしたが、実親の同意が得られなかったため、養育里親として当該里親に委託されている児童とする。
- ② 上記の児童のほか、特別養子縁組の監護期間にある子及び養子縁組里親に委託されている子が新たに育児休業の対象となったことに伴い、次のとおり改正を行うこと。
  - (ア) 申出事項に、特別養子縁組の監護期間にある子を養育していること、養子縁組里親として委託されている子を養育していること及び上記①に該当する子を養育していることを加えること
  - (イ) 事業主が事実を証明する書類の提出を求めることができる対象に、特別養子縁組の監護期間にある子を養育していること、養子縁組里親として委託されている子を養育していること及び上記①に該当する子

を養育していることを加えること

(ウ) 育児休業の終了事由に、特別養子縁組の請求棄却、養子縁組里親の委託解除などを加えること

(エ) その他所要の規定の整備を行うこと

## (2) 対象家族の範囲の見直しについて

祖父母、兄弟姉妹及び孫について、「労働者が同居し、かつ扶養している」との要件を削除する。

## (3) 子の看護休暇及び介護休暇に関する事項について

① 1日の所定労働時間が短い労働者として子の看護休暇及び介護休暇を1日未満の単位で取得できない労働者は、1日の所定労働時間が4時間以下の労働者とする。

② 子の看護休暇及び介護休暇の取得単位について、次のとおり改正を行うこと。

(ア) 厚生労働省令で定める1日未満の単位は、半日(※)とする。ただし、労使協定により所定労働時間の2分の1以外の時間数も可能とする。

※1日の所定労働時間数(日によって1日の所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1日の平均所定労働時間数)の2分の1とする。

※所定労働時間数に1時間に満たない端数がある場合は、1時間に切り上げて計算する。(所定労働時間数の2分の1以外の時間数を単位とする労使協定を締結した場合は、所定労働時間数の1時間に満たない端数を切り上げずに計算することを可能とする。)

※半日単位の休暇は、始業の時刻又は終業の時刻と連続することとする。

(イ) 半日単位の休暇を取得する際は、休暇の取得開始及び終了の日時を申し出ることとする。

(ウ) 介護休暇の場合も、同様とする。

## (4) 介護のための所定外労働の制限に関する事項について

① 介護のための所定外労働の制限を請求できないこととするについて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定める者は、1週間の所定労働日数が2日以下の労働者とする。

② 請求の方法は、次に掲げる事項を、書面等により、事業主に通知するこ

とによって行う。

(ア) 請求の年月日

(イ) 請求する労働者の氏名

(ウ) 請求に係る対象家族の氏名及び労働者との続柄

(エ) 請求に係る制限期間の初日及び末日

③ 所定外労働の制限が開始するまでに当該労働者が対象家族を介護しないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

(ア) 請求に係る対象家族の死亡

(イ) 離婚、婚姻の取消、離縁等による請求に係る対象家族と当該請求をした労働者との親族関係の消滅

(ウ) 請求をした労働者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る対象家族を介護することができない状態になったこと

④ 所定外労働の制限が終了するまでに当該労働者が対象家族を介護しないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由は、③を準用する。

**(5) 介護のための所定労働時間の短縮措置等に関する事項について**

所定労働時間の短縮の制度、労働基準法第三十二条の三の規定による労働時間の制度及び始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度は、少なくとも2回以上の申出が可能となる制度とする。

**(6) 職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置に関する事項について**

厚生労働省令で定める育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する制度又は措置は、次のとおりとする。

① 育児休業

② 介護休業

③ 子の看護休暇

④ 介護休暇

⑤ 育児・介護休業法第16条の8（育児・介護休業法第16条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定による所定外労働の制限の制度

⑥ 育児・介護休業法第17条（育児・介護休業法第18条第1項において準用する場合を含む。）の規定による時間外労働の制限の制度

⑦ 育児・介護休業法第19条（育児・介護休業法第20条第1項において準用する場合を含む。）の規定による深夜業の制限の制度

- ⑧ 育児のための所定労働時間の短縮措置
- ⑨ 育児・介護休業法第 23 条第 2 項の規定による育児休業に関する制度に準ずる措置又は始業時刻変更等の措置
- ⑩ 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

## (7) その他

その他所要の規定の整備を行う。

## ○ 根拠法令

育児・介護休業法第 2 条第 1 号、第 2 条第 4 号、第 5 条第 2 項及び第 4 項、第 8 条第 3 項、第 11 条第 3 項、第 16 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 16 条の 5 第 2 項及び第 3 項、第 16 条の 9 第 1 項、第 18 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 23 条第 3 項並びに第 25 条

## **3. 均等法関係**

### ○ 改正の趣旨及び主な内容

#### (1) 職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上の措置に関する事項について

厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由は、次のとおりとする。

- ① 妊娠したこと。
- ② 出産したこと。
- ③ 均等法第 12 条若しくは第 13 条第 1 項の規定による措置を求めようとし、若しくは措置を求め、又はこれらの規定による措置を受けたこと。

#### 【母性健康管理措置関係】

- ④ 労働基準法第 64 条の 2 第 1 号若しくは第 64 条の 3 第 1 項の規定により業務に就くことができず、若しくはこれらの規定により業務に従事しなかったこと又は同法第 64 条の 2 第 1 号若しくは女性労働基準規則第 2 条第 2 項の規定による申出をしようとし、若しくは申出をし、若しくはこれらの規定により業務に従事しなかったこと。【坑内業務・危険有害業務の制限関係】
- ⑤ 労働基準法第 65 条第 1 項の規定による休業を請求しようとし、若しくは請求し、若しくは同項の規定による休業をしたこと又は同条第 2 項の規定により就業できず、若しくは同項の規定による休業をしたこと。【産前休業・産後休業関係】

- ⑥ 労働基準法第 65 条第 3 項の規定による請求をしようとし、若しくは請求をし、又は同項の規定により他の軽易な業務に転換したこと。【軽易業務転換関係】
- ⑦ 労働基準法第 66 条第 1 項の規定による請求をしようとし、若しくは請求をし、若しくは同項の規定により一週間について同法第 32 条第 1 項の労働時間若しくは一日について同条第 2 項の労働時間を超えて労働しなかったこと、同法第 66 条第 2 項の規定による請求をしようとし、若しくは請求をし、若しくは同項の規定により時間外労働をせず若しくは休日に労働しなかったこと又は同法第 66 条第 3 項の規定による請求をしようとし、若しくは請求をし、若しくは同項の規定により深夜業をしなかったこと。【時間外・休日・深夜業の制限関係】
- ⑧ 労働基準法第 67 条第 1 項の規定による請求をしようとし、若しくは請求をし、又は同条第 2 項の規定による育児時間を取得したこと。【育児時間関係】
- ⑨ 妊娠又は出産に起因する症状により労務の提供ができないこと若しくはできなかったこと又は労働能率が低下したこと。【悪阻など妊娠又は出産に起因する症状関係】

## (2) その他

その他所要の規定の整備を行う。

### ○ 根拠法令

均等法第 11 条の 2 第 1 項

### 4. 施行期日等

公布日 平成 28 年中

施行日 平成 29 年 1 月 1 日（改正法の施行日）